

秋田労働局一般公示第3号

工作物石綿事前調査者講習機関の登録について

下記機関より、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程(平成30年10月23日号外厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号)第16条の2において準用する同規程第3条に基づく申請があり、同規程第16条の4に基づき工作物石綿事前調査者講習機関として登録したので、下記のとおり公示する。

記

令和7年5月16日

秋田労働局長



|               |                            |
|---------------|----------------------------|
| 登録番号          | 第1号                        |
| 登録年月日         | 令和7年5月16日                  |
| 講習の種類         | 工作物石綿事前調査者                 |
| 講習実施機関の氏名又は名称 | 一般社団法人秋田県労働基準協会            |
| 講習実施機関の所在地    | 秋田県秋田市大町三丁目2番44号<br>協働大町ビル |
| 代表者の職氏名       | 会長 寺崎 芳典                   |
| 事務所の名称        | 一般社団法人秋田県労働基準協会            |
| 事務所の所在地       | 秋田県秋田市大町三丁目2番44号<br>協働大町ビル |
| 電話番号          | 018-862-3362               |
| 有効期限          | 令和12年5月15日                 |